# 当社子会社である大和SMBCキャピタル株式会社株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成21年4月28日開催の執行役会において、下記のとおり大和SMBCキャピタル株式会社(コード番号:8458ジャスダック、以下「対象者」といいます。)が発行する普通株式(但し、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)が保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)及び新株予約権(下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「②新株予約権」に記載のとおりです。以下「本新株予約権」といいます。但し、対象者が保有する自己新株予約権を除きます。)の全てを対象として金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 買付け等の目的

## (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式 19,841,920 株 (発行済株式総数に対する所有株式の割合 (以下「所有株式数割合」といいます。) 46.18%) を保有し、対象者の取締役の過半数を当社の役職員であった者が占めていることから、実質的支配基準に基づき、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、対象者の主要株主である三井住友銀行 (所有株式数割合 40.00%) が保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除いた対象者の発行済全株式 (本公開買付けにおける買付け等の期間末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者普通株式を含みます。) 及び対象者が保有する自己新株予約権 (失効した新株予約権を含む) を除いた対象者の発行済全新株予約権の取得を目的として本公開買付けを実施いたします。

なお、対象者は平成 21 年 4 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の 決議を行っております。

#### (2) 本公開買付けの目的及び背景

当社を中心とする企業集団(以下「当社グループ」といいます。)は、当社並びに連結子会社 44 社及び特分法適用関連会社 6 社から構成され、有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業、具体的には有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他有価証券関連業並びに金融業等を営んでおります。当社グループは、日本国内のみならず、米州、欧州、アジア・オセアニアの主要な金融市場に営業拠点を設置し、グローバルに展開するネットワークにより世界中の顧客の資金調達と運用の双方のニーズに対応した幅広いサービスを提供しております。

一方、対象者は、当社の子会社として投資業務を営むべく昭和57年8月に設立された日本インベストメント・ファイナンス株式会社にその起源を有する会社であります。同社は昭和58年4月に投資事業組合「NIF1号」を設立して以来、ベンチャーキャピタルとして新産業、ベンチャー企業の育成を促進してまいりましたが、平成12年4月に大和ファイナンス株式会社と合併してエヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社に商号を変更し(存続会社は旧大和ファイナンス株式会社)、平成14年3月にはその株式を社団法人日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録いたしました。平成17年10月には、証券業を中心とした当社グループ及び大手都市銀行の一角である三井住友銀行を中心とした株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下「三井住友フィナンシャルグループ」といいます。)の国内外のネットワークやビジネス展開力などそれぞれの強みを活かしつつ、プライベート・エクイティ投資事業の分野における緊密な協力関係を構築することを目的として、三井住友フィナンシャルグループ傘下のSMBCキャピタル株式会社と合併し、エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社に商号を変更し、平成20年10月1日付で大和SMBCキャピタル株式会社に商号を変更いたしました。また、平成20年3月には金融商品取引業者(第二種金融商品取引業及び投資運用業)として登録し、現在に至っております。対象者を中心とする企業集団(以下「対象者グループ」といいます。)は、対象者並びに27組合を含む子会社41社及び関連会社1社で構成されております(平成21年3月31日現在)。

対象者グループが行う投資業務は、その投資対象・手法により、ベンチャー投資(以下「VC 投資」といいます。)とバイアウト投資に分類されます。VC 投資は、デジタルテクノロジーやライフサイエンス等先端技術を有する企業やコンテンツ、サービスなどの分野で独自のまたは新たなビジネスモデルを持つ有望企業を対象に、資金面のみならず、経営全般にわたり支援を行うハンズオン型の投資を基本としております。他方、バイアウト投資は、大企業の子会社や事業部門のスピンオフ・スピンアウト、非公開化を志向する上場企業、事業承継問題を抱えている企業など、優良な経営資源を有する中堅企業を対象に、MBO(マネジメントバイアウト)等の手法により、経営陣の方々のパートナーとして積極的に経営に関与し、事業再構築を支援しております。これらの投資はいずれも、国内外の投資家の拠出による資金で組成したファンドを通じて行っており、対象者グループはこれらのファンドを運営管理することによる管理報酬や成功報酬、及びその管理事務や有価証券の現物管理などを代行することによる事務代行手数料を得ております。

現在、対象者の経営環境は、VC 投資及びバイアウト投資ともに非常に厳しいものとなっております。平成 18 年度に 187 社を数えた国内の新規上場企業数は、平成 19 年度に 99 社、平成 20 年度には 34 社へ減少するとともに、新規上場価格も低迷しており、投資先企業の投資資金回収環境の悪化は顕著なものとなっております。さらに、米国に端を発した世界的な金融市場の混乱による株価の下落や急激な為替の変動等の影響から企業収益が急激に低下し、景気が急減速している中、投資先企業の多くにおいても資金繰り状況の悪化及び業績の悪化に伴い企業価値の低下が避けられず、多くのベンチャーキャピタルにおいては、保有するVC 投資先の営業投資有価証券に関して多額の引当金を計上せざるを得ない状況になっております。一方、バイアウト投資についても VC 投資同様、株式市場の低迷や企業収益の悪化等による企業価値の低下が避けられず、保有するバイアウト投資先の営業投資有価証券に関して多額の引当金を計上せざるを得ず、安定した収益を上げるのが困難な状況に陥っています。

こうした状況に加え、現在のところ景気回復の見通しが立たず国内株式市場が低迷する中、新規上場市場を含む株式市場の大幅な回復の見込みは立っていないことから、対象者を取り巻く環境の厳しさは、一層強まってくるものと予想されます。対象者についても、その経営成績は平成21年3月期連結ベースでの純損失が5,804百万円となり、平成20年3月期連結ベースでの純損失である5,485百万円を上回る厳しい結果となっております。

このような環境下において、当社は、対象者が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、機動的かつ柔軟な経営体制の下、投資案件発掘能力の更なる強化、提案力や投資先企業の経営サポート力の一段の強化、アジアを中心とした海外ネットワークの強化を前提とする海外投資比率の拡大、バイアウト投資の拡大、現在のような新規上場が困難な経済環境下においても安定的な収益源を確保できるような新規上場以外の投資回収方法の確立、さらには新たな投資家のためのマーケティング体制の強化等、企業体質の抜本的な改革を要する施策を円滑かつ迅速に進めて行くことが必要であると考えております。

しかしながら、当社は、対象者における上述のような中長期的な観点での企業価値向上のための施策の実 行過程においては、短期的には、施策が軌道に乗るまでの間、コスト負担が先行する等により業績に更なる 悪影響を与える懸念があり、特に、アジア地域での展開に関しては、成果が現れるまでには一定の時間を要する上、期待通りの効果が得られるかどうかについて不確実な要素が多数存在するため、対象者の業績は相当な期間に亘り不安定な状態が続くと予想されることから、対象者の株主の皆様の期待に添えない可能性があると考えております。

また、上記の各施策の実現のためには、プライベート・エクイティ投資事業の分野における緊密な協力関係を今後も一層強化し、当社グループ及び三井住友フィナンシャルグループの国内外の強力なネットワークや各種リソースを最大限に活用し、対象者に対し一層の支援を提供することが不可欠であると認識いたしております。

以上のような認識に基づき、当社は、対象者との間で上記の認識を共有し、対象者の今後について慎重に検討・協議を重ねて参りました。また、当社は、対象者の主要株主である三井住友銀行との間で、対象者の歩むべき方向について慎重に検討を重ねました。その結果、当社及び三井住友銀行は、対象者の業績の不振が昨今の急激な経営環境の悪化に起因するものであり、かつ、この経営環境が当面継続するものと見込まれる中で、対象者が中長期的な視点に立った企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な経営戦略を実行できる体制を構築することが必要であり、逆に株主が多数存在する場合には、業績の安定性への配慮から抜本的な改革や機動的な施策を打ち出すことができず、かえって株主全体の期待に背く結果を招くと判断いたしました。そしてこの判断に基づき、当社及び三井住友銀行は、最善の方策として、対象者の株式を当社及び三井住友銀行に集中させることに合意し、当社は、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

# (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました(なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。)。

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するに当たり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。)に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年4月23日付で株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、大和証券エスエムビーシーからは公正性に関する意見書(フェアネスオピニオン)を取得しておりません。本公開買付価格である1株当たり563円は、かかる大和証券エスエムビーシーによる株式価値算定書の株価レンジを参考にして、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である355円から上限値である708円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例も踏まえた上で、当社が対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、長島・大野・常松法律事務所による法的助言を得ながら、平成21年4月28日付当社執行役会において、本公開買付価格を決定いたしました。

なお、大和証券エスエムビーシーは、公開買付者の子会社であり、公開買付者の関連当事者に該当します。一方、対象者によれば、対象者取締役会は、本公開買付けに関する賛同意見表明を決議するに当たって、買付価格の公正性を担保し、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツ FAS 株式会社(以下「デロイトトーマツ FAS」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 4 月 24 日付で株式価値算定書を取得し(なお、対象者は、デロイトトーマツ FAS からはフェアネスオピニオンは取得しておりません。)、これを参考に買付価格の妥当性を検証したとのことです。

第三者算定機関であるデロイトトーマツ FAS は、対象者の普通株式を算定するに際して、対象者が提出した事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に分析することが適切であると考え、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。デロイトトーマツ FAS が各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は、市場株価法では、平成 21 年 4 月 23 日を評価基準日とし、対

象者株式の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)における直近1ヶ月(20営業日)間、3ヶ月(60営業日)間及び6ヶ月(120営業日)間の終値平均値を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を359円から433円と分析したとのことです。また、DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者の1株当たりの株式価値を534円から611円と分析したとのことです。

上記の通り、当社及び対象者は、それぞれ別個に第三者算定機関から対象者の株式価値算定書を取得し、 買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たり、それぞれこれらを参考にしています。

なお、本公開買付価格 563 円は、平成 21 年 4 月 27 日までの過去 3  $\sigma$  月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値 361 円(小数点以下四捨五入。以下同じ。)に対して 55. 96%(小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。)、平成 21 年 4 月 27 日までの過去 1  $\sigma$  月間の対象者株式の終値の単純平均値 432 円に対して 30. 32%、平成 21 年 4 月 27 日の対象者株式の終値 431 円に対して 30. 63%のプレミアムを加えた金額になります。

また、対象者取締役会は、意見表明の意思決定に際し、対象者のリーガル・アドバイザーである柳田野村 法律事務所から対象者の意思決定の公正性の担保について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件について慎重に審議・検討したとのことです。

上記の審議・検討の結果、対象者取締役会は、本公開買付価格について、デロイトトーマツ FAS から取得した上記の株式価値算定書を参考の上、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格は、市場株価法により分析された対象者 1 株当たり株式価値の上限を大幅に超過していることや、DCF 法により算定された対象者 1 株あたりの株式価値のレンジの範囲に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断したとのことです。また、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものであり、また、本公開買付けは対象者株主に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者取締役会には、対象者取締役の全員及び三井住友銀行の従業員を兼任している社外監査役の野田浩一氏を除く監査役の全員が出席し、対象者取締役会に出席した監査役全員が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べたとのことです。対象者の社外監査役である野田浩一氏は、公開買付者との間で後記(4)記載のとおり、本公開買付けに応募しない方針である旨の連絡をしている三井住友銀行の従業員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当該決議に係る議案の審議に参加しなかったとのことです。なお、対象者の役員を兼任している当社の取締役、執行役又は従業員はおりません。

- (4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 当社は、対象者の主要株主である三井住友銀行(所有株式数割合第2位)及び三井住友銀行の完全親会社 である三井住友フィナンシャルグループとの間で、平成21年4月28日付覚書(以下「本覚書」といいま す。)を締結し、以下の事項について合意しております。
  - ① 対象者の株主を当社及び三井住友銀行のみとすること(以下「本件資本再構成」といいます。)に合意し、その実現に向けて協力すること。
  - ② 本件資本再構成を実現するために、当社が本公開買付けを実施することに合意すること。
  - ③ 本公開買付けにより、当社が三井住友銀行所有分と合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、協力して対象者に対し本件資本再構成を実現するために必要な手続きを行うよう要請するものとし、株主総会における議決権の行使その他本件資本再構成を実現するために必要な行為を行うこと。

なお、当社は、三井住友銀行から、三井住友銀行が保有する対象者普通株式について、本公開買付けに応募しない方針である旨の連絡を受けています。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けにより、当社が三井住友銀行所有分と合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後、本覚書に基づき本件資本再構成を実現するため、三井住友銀行と協力の上、以下の方法により当社及び三井住友銀行を除く対象者の株主に対して

対象者株式の売却の機会を提供しつつ、当社及び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有する手続きを実施することを企図しており、下記に記載する手続きを実施する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社及び三井住友銀行は、①対象者において定款の一部変更を行い、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者定款の一部変更を行い、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することの議案を付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催、並びに上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、対象者が所有する自己株式を除く全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることになりますが、かかる取得の対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式が1株未満の端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(1株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。)を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却金額(及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額)については、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社及び三井住友銀行は対象者に対して、当社及び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することになるよう、当社及び三井住友銀行以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記①乃至③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の 対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に際しては、会社法第116条及び第117条その他の関連 法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、 (ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社 法第172条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる 旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁 判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公 開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うに際しての必要な手続 きに関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくことになります。なお、上記①乃 至③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社及び三井住友銀 行による株券等の所有状況並びに当社及び三井住友銀行以外の対象者株主による対象者株券等の所有状況等 によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社及 び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、当 社及び三井住友銀行以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しておりま す。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定す る予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合は、当社は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続きを行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続きを行う場合があります。

なお、本公開買付けは上記株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱については、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

## (6) 上場廃止等となる見込み

対象者の普通株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、当社は、本公開買付けにお

いて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続きを実行することにより、当社及び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することを予定していますので、その場合には上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

#### 2. 買付け等の概要

## (1) 対象者の概要

① 商 号	大和SMBCキャピタル株式会社	
② 事 業 内 容	プライベート・エクイティ投資事業	
③ 設 立 年 月 日	昭和 58 年 10 月 20 日	
④ 本 店 所 在 地	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 有明 一夫	
⑥ 資 本 金	18, 767, 257, 225 円(平成 21 年 4 月 1 日現在)	
	当社	46. 18%
	(株)三井住友銀行	40.00%
	キッセイ薬品工業(株)	1.08%
	壬生勇次	0.16%
<ul><li>⑦ 大株主及び持株比率</li><li>(平成20年9月30日現在)</li></ul>	ザバンクオブニューヨークトリーティージャスデックアカウント(常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行)	0. 15%
	三井住友海上火災保険(株)	0.11%
	西田井太郎	0.10%
	(株)池田銀行	0.10%
	大和証券(株)	0.10%
8 買付者と対象者の 関 係 等	資本関係 当社は、平成21年4月28日現在、対象者の発 46.18%(19,841,920株)を保有しております。	行済株式の

人的関係	対象者の取締役のうち、有明一夫氏、脇水純一郎氏、嶋村 佳秀氏は当社の役職員出身者であります。
取引関係	当社グループのうち、大和証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社より対象者に対して投資見込先企業やファンド出資者の紹介を行っております。
関連当事者への該当状況	

## (2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間平成21年4月30日(木曜日)から平成21年6月18日(木曜日)まで(33営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

# (3) 買付け等の価格

①普通株式	1 株に	こつき 563 円	
②新株予約権	1	平成16年6月24日開催の定時株主総会の決議に	1 (
		基づき発行された第2回新株予約権	

1個につき金1円

- ロ 平成 17 年 6 月 28 日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された 2005 年 11 月発行新株予約権
- 1個につき金1円
- ハ 平成17年6月28日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された第3回新株予約権
- 1個につき金1円
- 二 平成 18 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された 2006 年 9 月発行新株予約権Ⅱ
- 1個につき金1円 1個につき金1円
- ホ 平成 18 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された 2006 年 8 月発行新株予約権Ⅲ
- 1個につき金1円
- へ 平成 18 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議及 び同年 8 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき発 行された 2006 年 9 月発行新株予約権 I
- 1個につき金1円
- ト 平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された2007年9月発行新株予約権A
- 1個につき金1円
- チ平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき発行された2007年9月発行新株予約権B
- 1個につき金1円
- リ 平成 18 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議及 び平成 19 年 8 月 28 日開催の取締役会の決議に基 づき発行された 2007 年 9 月発行新株予約権 I
- 1個につき金1円
- ヌ 平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された2008年9月発行新株予約権A
- 1個につき金1円
- ル 平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に 基づき発行された2008年9月発行新株予約権B

(注) 上記本新株予約権に関する記載は、対象者の第 26 期第 3 四半期報告書(平成 21 年 2 月 12 日提出)の記載方法に基づいております。

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

## ① 算定の基礎

#### (i) 普通株式

当社は、本公開買付価格を1株 563 円とすることを決定するに当たり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券エスエムビーシーから平成 21 年4月 23 日付で株式価値算定書の提出を受けました。大和証券エスエムビーシーは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場株価に基づく客観的算定手法である市場株価法(平成 21 年 3 月 23 日から平成 21 年 4 月 22 日までの 1 ヶ月間、平成 21 年 1 月 23 日から平成 21 年 4 月 22 日までの 3 ヶ月間の各期間の出来高加重平均株価)及び通常の事業会社の株式価値評価に際して一般的に利用されている DCF 法の一種であり、主に金融機関の評価に対して用いられている配当割引モデル(Dividend Discount Model、以下「DDM 法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定書によりますと、市場株価法では 355 円から 427 円、DDM 法では 545 円から 708 円のレンジが対象者の 1 株当たり株式価値の算定結果として示されております。

当社は、上記の算定結果を参考に、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である 355 円から上限値である 708 円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において市場価格に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、当社が対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、本公開買付価格を1株当たり 563 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成 21 年4月 27 日までの過去 3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値 361 円 (小数点以下四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ。)に対して 55.96% (小数点以下第三位四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ。)、平成 21 年4月 27 日までの過去 1ヵ月間の対象者株式の終値の単純平均値 432 円に対して30.32%、平成 21 年4月 27 日の対象者株式の終値 431 円に対して30.63%のプレミアムを加えた金額になります。

## (ii) 新株予約権

#### ①行使価格発行時時価本新株予約権

本日現在において、第2回新株予約権について、1株当たりの行使価格は2,018円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格563円を1,455円上回っております。

本日現在において、第3回新株予約権について、1株当たりの行使価格は4,263円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格563円を3,700円上回っております。

本日現在において、2006 年8月発行新株予約権IIIについて、1株当たりの行使価格は4,303 円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格563円を3,740円上回っております。

本日現在において、2007 年9月発行新株予約権Bについて、1株当たりの行使価格は1,713 円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格563円を1,150円上回っております。

本日現在において、2008 年9月発行新株予約権Bについて、1株当たりの行使価格は 992 円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格 563 円を 429 円上回っております。

上記の第2回新株予約権、第3回新株予約権、2006 年8月発行新株予約権Ⅲ、2007 年9月発行新株 予約権B及び 2008 年9月発行新株予約権B(以下「行使価格発行時時価本新株予約権」と総称しま す。)については、(a)本日現在において、いずれも1株当たりの行使価格は本公開買付の普通株式1 株当たりの買付価格である 563 円を大幅に上回っていること、(b) いずれも対象者の取締役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、(i) 第2回新株予約権、第3回新株予約権及び 2006 年8月発行新株予約権Ⅲについては、新株予約権付与契約において、自己都合による退任・退職又はその意思表示が権利喪失事由となっており、(ii) 2007 年9月発行新株予約権B及び 2008年9月発行新株予約権Bについては、新株予約権付与契約において、自己都合による退任・退職又はその意思表示を行っていないことが権利行使条件となっていることから、いずれの場合も公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行使することができないおそれがあるため、当該新株予約権の買付価格は、1円とすることに決定いたしました。

## ②行使価格1円本新株予約権

上記①記載以外の本新株予約権である 2005 年 11 月発行新株予約権、2006 年 9 月発行新株予約権 II、2006 年 9 月発行新株予約権 I、2007 年 9 月発行新株予約権 I、2007 年 9 月発行新株予約権 I、2008 年 9 月発行新株予約権 I、2008 年 9 月発行新株予約権 I(以下「行使価格 1 円本新株予約権 Iと総称します。)については、いずれも 1 株当たりの行使価格は 1 円とされています。しかしながら、行使価格 1 円本新株予約権については、いずれも対象者の取締役又は執行役員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、各新株予約権の行使期間(発行日の翌日から約 20 年間)満期の日の前 30 日間(最も早く発行されたもので平成 37 年 11 月 1 日以降)を除き、対象者及び対象者の関係会社のうち、対象者取締役会が決定する会社の取締役、執行役員又はこれに準じる役職員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降これを行使できるものとされていることから、公開買付者が当該新株予約権を取得したとしてもこれを行使することはできないと解されるため、当該新株予約権の買付価格を 1 円とすることに決定いたしました。

#### ② 算定の経緯

#### (i) 普通株式

当社及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました(なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。)。

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券エスエムビーシーに対して対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年4月23日付で株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、大和証券エスエムビーシーからは公正性に関する意見書(フェアネスオピニオン)を取得しておりません。本公開買付価格である1株当たり563円は、かかる大和証券エスエムビーシーによる株式価値算定書の株価レンジを参考にして、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である355円から上限値である708円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例も踏まえた上で、当社が対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、長島・大野・常松法律事務所による法的助言を得ながら、平成21年4月28日付当社執行役会において、本公開買付価格を決定いたしました。

なお、大和証券エスエムビーシーは、公開買付者の子会社であり、公開買付者の関連当事者に該当します。

一方、対象者によれば、対象者取締役会は、本公開買付けに関する賛同意見表明を決議するに当たって、買付価格の公正性を担保し、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツ FAS に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年4月 24日付で株式価値算定書を取得し(なお、対象者は、デロイトトーマツ FAS からはフェアネスオピニオンは取得しておりません。)、これを参考に買付価格の妥当性を検証したとのことです。

第三者算定機関であるデロイトトーマツ FAS は、対象者の普通株式を算定するに際して、対象者が提出した事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に分析することが適切

であると考え、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。デロイトトーマツ FAS が各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は、市場株価法では、平成 21 年 4 月 23 日を評価基準日とし、対象者株式のジャスダック証券取引所における直近 1 ヶ月(20 営業日)間、3 ヶ月(60 営業日)間及び 6 ヶ月(120 営業日)間の終値平均値を分析した上で、対象者の 1 株当たりの株式価値を 359 円から 433 円と分析したとのことです。また、DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者の 1 株当たりの株式価値を 534 円から 611 円と分析したとのことです。

上記の通り、当社及び対象者は、それぞれ別個に第三者算定機関から対象者の株式価値算定書を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たり、それぞれこれらを参考にしています。

なお、本公開買付価格 563 円は、平成 21 年4月 27 日までの過去 3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値 361 円に対して 55.96%、平成 21 年4月 27 日までの過去 1ヵ月間の対象者株式の終値の単純平均値 432 円に対して 30.32%、平成 21 年4月 27 日の対象者株式の終値 431 円に対して 30.63%のプレミアムを加えた金額になります。

また、対象者取締役会は、意見表明の意思決定に際し、対象者のリーガル・アドバイザーである柳田野村法律事務所から対象者の意思決定の公正性の担保について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件について慎重に審議・検討したとのことです。

上記の審議・検討の結果、対象者取締役会は、本公開買付価格について、デロイトトーマツ FAS から取得した上記の株式価値算定書を参考の上、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格は、市場株価法により分析された対象者 1 株当たり株式価値の上限を大幅に超過していることや、DCF 法により算定された対象者 1 株あたりの株式価値のレンジの範囲に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断したとのことです。また、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものであり、また、本公開買付けは対象者株主に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者取締役会には、対象者取締役の全員及び三井住友銀行の従業員を兼任している社外監査役の野田浩一氏を除く監査役の全員が出席し、デロイトトーマツ FAS より取得した株式価値算定書を参考に、本公開買付けの是非及び条件について慎重に審議・検討した上、決議に参加した対象者の取締役全員の一致で賛同の意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧めることを決議したとのことです。また、対象者取締役会に出席した監査役全員が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べたとのことです。対象者の社外監査役である野田浩一氏は、公開買付者との間で、本公開買付けに応募しない方針である旨の連絡をしている三井住友銀行の従業員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当該決議に係る議案の審議に参加しなかったとのことです。なお、対象者の役員を兼任している当社の取締役、執行役又は従業員はおりません。

## (ii) 本新株予約権

本新株予約権のうち、行使価格発行時時価本新株予約権については、(a)本日現在において、いずれも 1 株当たりの行使価格は本公開買付の普通株式 1 株当たりの買付価格である 563 円を上回っていること、(b) いずれも対象者の取締役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、(i) 第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権及び 2006 年 8 月発行新株予約権皿については、新株予約権付与契約において、自己都合による退任・退職又はその意思表示が権利喪失事由となっており、(ii) 2007 年 9 月発行新株予約権B及び 2008 年 9 月発行新株予約権Bについては、新株予約権付与契約において、自己都合による退任・退職又はその意思表示を行っていないことが権利行使条件となっていることから、いずれの場合も公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行使することができないおそれがあるため、平成 21 年 4 月 28 日付当社執行役会において、当該新株予約権の買付価格は、1 円とすることに決定いたしました。

また、行使価格1円本新株予約権については、いずれも対象者の取締役又は執行役員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、各新株予約権の行使期間(発行日の翌日から約20年間)満期日の前30日間(最も早く発行されたもので平成37年11月1日以降)を除き、対象者及び対象者の関係会社のうち、対象者取締役会が決定する会社の取締役、執行役員又はこれに準じる役職員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降これを行使できるものとされていることから、公開買付者が当該新株予約権を取得したとしてもこれを行使することはできないと解されるため、平成21年4月28日付当社執行役会において、当該新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

## ③ 算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

#### (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①買付予定数	②買付予定数の下限	③買付予定数の上限
株券	5, 743, 480株	一株	-株
新株予約権証券	248, 100株	-株	一株
新株予約権付社債券	-株	-株	-株
株券等信託受益証券	-株	-株	-株
株券等預託証券	-株	-株	-株
合 計	5,991,580株	-株	-株

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの 対象としております。
- (注3) 対象者が保有する自己株式及び自己新株予約権(失効した新株予約権を含む)については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数 (株式に換算したもの) は、23,178,580株となります(以下「最大買付株式数」といいます。)。これは、対象者の第26期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年9月30日現在における対象者の発行済株式総数(42,967,500株)に、同四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在における本新株予約権の目的となる株式数の総数(248,100株)(自己新株予約権(失効した新株予約権を含む)を除き、平成21年1月1日以降本日までに行使された本新株予約権に係るものを含みます。以下同じ。)を加え、対象者が提出した平成21年4月3日付自己株券買付状況報告書に記載された平成21年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数(195,100株)及び本日現在当社が保有する株式数(19,841,920株)を控除した株式数となります。但し、当社は、特別関係者である三井住友銀行から、三井住友銀行が保有する対象者普通株式について、本公開買付けに応募しない方針である旨の連絡を受けているため、三井住友銀行の所有株式数17,187,000株を最大買付株式数23,178,580株から控除した5,991,580株が実質的な最大買付株式数となります(なお、買付予定数には、上記の実質的な最大買付株式数を記載しております。)。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株 式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取る ことがあります。

## (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	198, 419 個	(買付け等前における株券等所有割合 46.37%)
買付け等前における特別関係者 の所有株券等に係る議決権の数	172, 656 個	(買付け等前における株券等所有割合 40.35%)

買付予定の株券等に係る 議決権の数	59, 915 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	428, 326 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、平成21年4月28日現在の各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,991,580株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第26期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。買付け等前における株券等所有割合の計算においては、対象者の第26期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(42,967,500株)から対象者の自己株券買付状況報告書(平成21年4月3日提出)に記載された平成21年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数(195,100株)を控除した株式数(42,772,400株)に係る議決権の数である427,724個を対象者の総議決権数と仮定し、特別関係者の潜在株券等に係る議決権の数(217個)を加えた427,941個を分母として計算しております。
- (注4) 本公開買付けにおいては、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者の普通株式についても買付け等の対象としており、かつ、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、本新株予約権の目的となる株式に係る議決権の数も含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、上記(注3)記載の対象者の総議決権数である427,724個に第26期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年12月31日現在における本新株予約権の目的となる株式数の総数(248,100株)に係る議決権の数(2,481個)を加えた数である、430,205個として計算しております。
- (注5) 特別関係者の所有株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、特別関係者のうちその所有株券等の全てについて本公開買付けに応募しない方針である旨の連絡を受けている三井住友銀行の所有株券等(合計17,187,000株)に係る議決権を除き、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれております。そのため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算せず、三井住友銀行の所有株券等に係る議決権の数(171,870個)のみを分子に加算しております。
- (注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下 第三位を四捨五入しています。

## (7) 買付代金 3,313 百万円

(注) 買付代金は、行使可能な本新株予約権については全て行使の上普通株式で応募されたと仮定した場合の金額として、本公開買付けの買付予定数(5,991,580株)から本新株予約権のうち本日現在権利行使期間の到来していない2006年8月発行新株予約権III、2007年9月発行新株予約権B及び2008年9月発行新株予約権Bの目的となる株式数(106,600株)(対象者が保有する新株予約権(失効した新株予約権を含む)については除外しております。)を控除した5,884,980株に1株当たりの買付価格を乗じた金額に、本新株予約権のうち本日現在権利行使期間の到来していない新株予約権1,066個に本新株予約権1個当たりの買付価格である1円を乗じた金額の合計です。なお、最大買付株式数(23,178,580株)を買付けた場合の買付代金は、本新株予約権について上記と同様の仮定をおいて計算した場合、12,990百万円となります。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

## ② 決済の開始日

平成21年6月25日(木曜日)

## ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、 決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店に てお支払いします。

### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。 但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により 公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた 日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人又は復代理人の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。また、応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して新株予約権証券が提出された場合には、買付けられなかった新株予約権証券を応募株主等へ

交付します。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

## (7) 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、 又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、イン ターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるもので はなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若し くは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しも含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

# (10) 公開買付開始公告日 平成21年4月30日(木曜日)

# (11) 公開買付代理人 大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社(復代理人)

## 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けにより、当社が三井住友銀行所有分と合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後、本覚書に基づき本件資本再構成を実現するため、三井住友銀行と協力の上、以下の方法により当社及び三井住友銀行を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却の機会を提供しつつ、当社及び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有する手続きを実施することを企図しており、下記に記載する手続きを実施する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社及び三井住友銀行は、①対象者において定款の一部変更を行い、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者定款の一部変更を行い、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することの議案を付議議案に含む本臨時株主総会の開催、並びに上記②を付議議案に含む普通株主による本種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、対象者が所有する自己株式を除く全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることになりますが、かかる取得の対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式が1株未満の端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(1株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。)を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却金額(及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額)については、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社及び三井住友銀行は対象者に対して、当社及び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することになるよう、当社及び三井住友銀行以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記①乃至③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の 対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に際しては、会社法第116条及び第117条その他の関連 法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、 (ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社 法第172条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる 旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁 判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公 開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うに際しての必要な手続 きに関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくことになります。なお、上記①乃 至③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社及び三井住友銀 行による株券等の所有状況並びに当社及び三井住友銀行以外の対象者株主による対象者株券等の所有状況等 によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社及 び三井住友銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、当 社及び三井住友銀行以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しておりま す。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定す る予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合は、当社は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続きを行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続きを行う場合があります。

なお、本公開買付けは上記株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱については、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### 4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 対象者は、平成21年4月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同すると ともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っております。
- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 対象者の普通株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、当社は、本公開買付 けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、上 場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当し ない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、上記「1.(5)本公開買付け後の組織再編等の方 針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続きを実行することにより、当社及び三井住友 銀行が合わせて対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することを予定していますの で、その場合には上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普 通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引するこ とはできなくなります。
- ・ このプレスリリースは、当社による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- ・ このプレスリリースには、当社が対象者株式を取得した場合における、当社の考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- ・ このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。
- ・ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第3項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引 (いわゆるインサイダー取引) 規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表 (平成 21 年4月 28 日東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻) から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

以上